

昭和五十年総理府令第三十一号

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る
砒素の量の検定の方法を定める省令

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令
(昭和四十六年政令第二百四号) 第二条第二項の
規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域の指定要
件に係る砒素の量の検定の方法を定める総理府令
を次のように定める。

(試料の採取)

第一条 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
施行令第二条第一項第四号の要件に該当するか
どうかの判定のために行う砒素の量の検定(以
下「検定」という。)のための試料とする土壌
を採取する場合は、検定に係る農用地の面積の
おおむね二・五ヘクタールにつき一箇所の割合
で、選定しなければならない。

2 検定のための試料とする土壌の採取は、前項
の規定により選定されたほ場の水口地点、中央
地点及び水尻地点を結ぶ線を三等分し、それら
の線のおおの中央地点(以下「試料採取地
点」という。)において、行わなければならない
い。

3 検定のための試料は、試料採取地点で採取し
た地表からおおむね十五センチメートルまでの
土壌を風乾し、非金属製の二ミリメートルの目
のふるいを通過させた後、十分混合したもので
なければならない。

(検定の方法)

第二条 検定は、別表に掲げる方法により試葉及
び試料液の調製、検定の操作並びに試料の水分
の測定を行い、その結果に基づき、付録の算式
により算出して、行わなければならない。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年六月一日総理府令第
五八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年八月一日総理府令
第九四号)

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平
成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (令和二年三月三〇日環境省令第
九号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表 (第二条関係)

附録 (第二条関係)

付録 (第二条関係)

$$C = C_1 + C_2 + C_3$$

C は、試料の乾燥重量(単位:土壌を乾燥させた試料の重量)を示す。

C₁, C₂, C₃ は、試料採取地点の乾燥重量(単位:試料採取地点の乾燥重量)を示す。

$$W = \frac{C}{A_1 + A_2 + A_3} \times 100$$

W は、試料中の砒素濃度(単位:乾燥重量100g中の砒素の重量)を示す。

A₁, A₂, A₃, W は、それぞれ別表に定める。

A₁, A₂, A₃, W は、それぞれ別表に定める。